



住居表示とは

住居表示の方法について

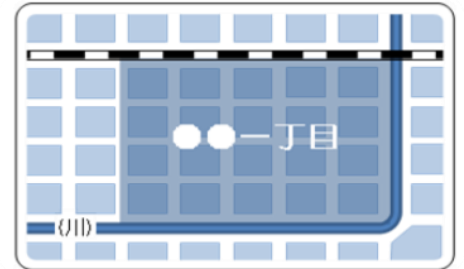


住居表示とは、「住居表示に関する法律」に基づき、市街地にある建物に順序よく番号をふり、土地の地番によらない方法で、わかりやすい住所の表示をすることをいいます。

「住居表示に関する法律」は、昭和37年に施行されました。この法律は 町名地番が混乱してわかりにくいものとなっている住居の表示を合理的なわかりやすいものにし、住民の福祉の向上に資することを目的として制定されました。

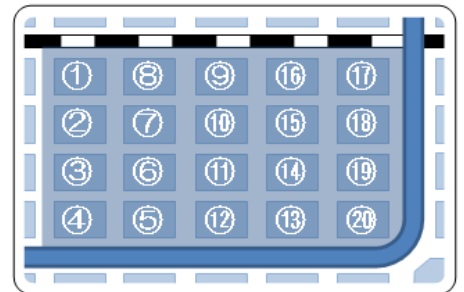
1. 町を決めます

- 道路や鉄道あるいは河川など、誰にでもわかりやすいものを境とし、適切な広さをもってひとつの町とします。
- 由緒ある町名を大切にしています。



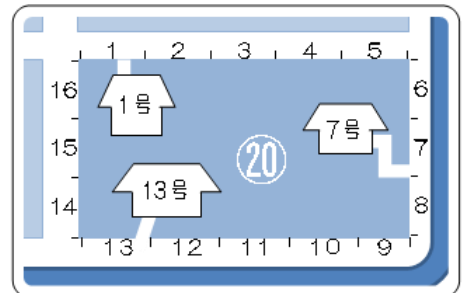
2. 町のなかを街区に分けて番号をつけます

- 町の中を、道路で囲まれたいくつかの区画（街区）に分けます。
- 市の中心となる場所に近い街区から順序よく番号をつけます。これを街区符号とよび、「番」で表します。右の図の①～⑳が街区符号です。



3. 街区のなかの建物に番号をつけます

- 街区ごとに、市の中心となる場所に近い角を起点とし、原則として右回りに10～15m間隔に基礎番号をつけます。
- 建物の、出入口のある地点の基礎番号が住居番号となります。「号」で表します。



4. 街区表示板と住居番号表示板を設置します

- 住居表示を実施すると、街区の角などに街区表示板を、建物には町名表示板と住居番号表示板を設置します。

街区表示板



5. ご住所の表示方法は、次のようになります

- 一般の例・・・鎌倉市〇〇町〇丁目〇番〇号